

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した契約の相手方をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月27日（月）までとし、各年度の履行期間は次のとおりとする。

令和8年度：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

令和9年度：令和9年4月1日から令和10年3月27日まで

(4) 業務の規模

委託費の上限額は24,944千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、各年度の内訳は次のとおりとする。

令和8年度：11,880千円

令和9年度：13,064千円

3 プロポーザルの形式及び実施方針

(1) プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) プロポーザルの実施方針

史跡西条酒蔵群の本質的な価値と構成要素を明確化し、適切に保存活用していくための基本方針、現状変更等の取り扱い基準の策定等を目的とした保存活用計画を策定するため、必要な専門的知識及び技能を有する民間事業者等の参画を求めるとともに、最適な事業者を選定することを目的として、プロポーザルを実施する。

4 プロポーザルの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本プロポーザルの公示の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、東広島市の指名除外を受けていない者であること。

(3) 代表所在地の市町村税を滞納していないこと。

- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 法人税を滞納していないこと。
- (6) 国史跡又は重要文化財等の保存活用計画策定業務など、同種業務の受託実績を有すること。
- (7) 委託業務実施責任者として同種業務の実績を有する者を配置できること。

5 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月27日（月）17時まで（必着）

(2) 提出先

東広島市教育委員会生涯学習部文化課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに文化課に提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに文化課に必着とする。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 企業概要書（様式第2号） 1部

ウ 実績報告書（様式第3号） 1部

エ 代表所在地市町村の納税証明書（滞納のない証明書）（発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。写し可。） 1部

オ 消費税及び地方消費税並びに法人税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書であって、発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。写し可。） 1部

カ 商業・法人登記簿謄本の写し

（発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。） 1部

(5) 参加資格の確認

参加表明書等について、「4 プロポーザルの参加資格」について事務局で確認を行い、個別に令和8年4月30日（木）17時までに電子メール及び電話にて確認結果連絡を行う。

6 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

(1) 質問書

ア 提出期限 令和8年5月15日（金）（17時必着）

イ 提出先 東広島市教育委員会生涯学習部文化課

ウ 提出書類 質問書（様式第4号）

エ 提出方法 別紙「質問書（様式第4号）」を文化課に電子メールで送信する。なお、送信後に文化課に電話で連絡すること。

(2) 質問への回答

ア 回答日 令和8年5月19日（火）17時まで

イ 回答方法 東広島市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者

の具体の提案内容に密接に関わるものについては 質問者のみに対して電話や電子メール等で個別に回答する。

ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。

7 既存資料の閲覧及び取扱いについて

本業務の検討に当たっては、仕様書に記載のとおり、これまでに実施された各種調査、研究成果、計画等を踏まえることを想定している。

これらのうち、東広島市教育委員会発行の資料については、本プロポーザルへの参加を検討する事業者で、資料の閲覧を希望する者に対して、必要な範囲で閲覧又は提供を行う。資料の閲覧又は提供を希望する場合は、令和8年5月15日（金）17時までに、発注者へ申込みを行うこと。

閲覧方法は、発注者が指定する日時に庁舎内において閲覧又は電子メール等によるPDFデータによる提供とし、詳細な日時及び方法については、申込みのあった事業者に対して個別に通知する。

なお、当該資料の利用目的は本プロポーザルにおける提案検討に限定するものとし、第三者への提供、複製又は目的外利用を禁止する。

8 提案書等の提出

参加資格を認められた参加表明者は、提案書等を提出する。

(1) 提出期限

令和8年5月25日（月） 17時まで（必着）

(2) 提出先

東広島市教育委員会生涯学習部文化課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに文化課に提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 申込書（様式第5号） 1部

イ 提案書 10部（正本1部、副本9部）

(ア) 体裁

- ・ A4規格（縦・横可）両面印刷とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、40頁（20枚）以内とする。
- ・ 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・ 多色刷りは可とするが、評価等のためにモノクロ複写・印刷する場合でも見易くなるように配慮すること。
- ・ 使用する言語は日本語とする。ただし、固有名詞等で外国語を用いることが適当な場

合は、外国語の使用も可とする。

・専門的用語を使用する場合は、平易な用語による脚注を付記し、誰が見ても分かりやすい提案書の作成に努めること。

(イ) 内容

次の項目を全て含むこと。

項目	記載内容等
— 表紙	業務名等を記載すること。参加者名については、正本（1部）のみ記載すること。
1 本業務の実施方針	本業務を実施するにあたり、目指す方向性、重視するポイント、期待される効果等について記載すること。
2 工程計画	各業務の実施時期等、具体的な工程計画を記載すること。
3 人員体制	本業務に従事する人員及び担当業務等について記載すること。
4 現状把握	保存活用に係る現状と課題について記載すること。
5 保存の考え方	本質的価値を表す諸要素等の抽出並びに保存方針について記載すること。
6 活用方策	施設の整備や維持管理等の考え方とともに、所有者、地域住民等の意見集約や合意形成について記載すること。
7 提案価格	様式第6号を使用すること。

(5) その他

ア 提案は、1参加者につき1つのみとする。

イ 本項に規定する提出書類に不備があった場合は、これを受け付けない。

ウ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された資料は返還しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者選定以外の用途には使用しない。

オ 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。提案者は、東広島市が行う提案書の公表等について、提出書類等の利用を許諾することとする。

カ 提案書の著作権は、提案者に帰属する。

キ 業者選定を行う作業に必要な範囲において、提案書を複写作成することがある。

ク 提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。

9 候補者の選定方法

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務委託予定業者の選定）（以下「選定委員会」という。）において、提案書の内容及びヒアリング（プレゼンテーション）を基に次のとおり選定を行う。審査は、あらかじめ定め

た評価基準に基づき提案書の評価を行う。

(1) 提案書に関するヒアリングの実施（プレゼンテーション）

ア 日時

令和8年6月2日（火） 予定（時間の詳細等については、提案者ごとに通知する。）

イ 場所

東広島市役所本庁

ウ 実施方法

事前に提出された提案書に基づくプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可とする。ただし、事前に提出された提案書の全部又は一部をパワーポイントファイルとして利用することは可能とする。

パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、文化課に事前に連絡の上相談すること。

エ 時間

1 提案者につき 30 分以内（プレゼンテーション：20 分、質疑応答：10 分）とする。

(2) 評価の内容及び配点（合計100点）等は、次のとおりとする。

評価区分	評価項目	評価内容	配点
業務履行体制	スケジュール	業務内容及び業務量を踏まえ、保存活用計画の策定に要する検討・協議プロセスを適切に反映した全体スケジュール、作業工程となっており、かつ、実行可能で有用な工程計画が示されているか。	10
	実施体制	本業務を確実に遂行するための実施体制が確保されているか、また、保存活用計画策定等の実績・経験が当該体制において適切に反映されているか。	10
	市と委託先の役割分担	委託先の作業内容と市側の作業内容が明確に区分され、かつ役割分担の考え方が明確になっているか。	5
現状と課題の把握・分析	現状と課題の把握、整理	西条酒蔵群の現状が認識されているか。 既存調査等をどの程度把握しているか。 保存活用へ向けた課題が適切に抽出されているか。	15
保存活用計画	専門性・的確性	文化財の保存活用に関する制度や手法を正しく理解し、西条酒蔵群の特性・特徴を踏まえた提案内容となっているか。	15
	企画・提案力	西条酒蔵群の保存活用に対して参考とすべき事例が示され、有用な施策が提案されているか。	15
	調整	所有者等の意見集約・協議・調整等について、適切な提案がなされているか。	15
プレゼンテーション	—	分かりやすいプレゼンテーションか。 質疑に対する的確に対応したか。	10
価格	提案価格		5

(3) 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀候補者として選定し、業務委託契約の締結を協議する予定とする。なお、各委員の評価点の平均が60点に満たない者は、候補者として選定しない。

(4) 各委員の評価点の合計点が同点により2者以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。

(5) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平均が60点以上であれば当該提案者を最優秀候補者とする。

(6) 候補者が、「4 プロポーザルの参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定

するものとする。

- (7) 審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

10 実施スケジュール

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

手続き等	期限等
公示日	令和8年4月20日(月)
参加表明書(様式第1号)の提出期限	令和8年4月27日(月) 17時まで
参加資格の確認結果通知	令和8年4月30日(木) 17時まで
質問書(様式第4号)の提出期限	令和8年5月15日(金) 17時まで
質問書への回答	令和8年5月19日(火) 17時まで
辞退届(様式第7号)の提出期限	令和8年5月25日(月) 17時まで
提案書の提出期限	令和8年5月25日(月) 17時まで
審査の実施	令和8年6月2日(火) 予定 ※プレゼンテーション、ヒアリングを実施します。
審査結果通知	令和8年6月5日(金) 予定
契約内容の調整、仕様書の決定	令和8年6月12日(金) 予定
契約締結	令和8年6月19日(金) 予定

11 契約に係る注意事項

- (1) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、免除された場合はこの限りではない。
- (2) 契約書は、本市の業務委託契約書・業務委託契約約款・個人情報取扱特記事項を使用する。その他、市と締結する契約の条項は、契約課及び市のホームページで閲覧することができる。
- (3) 契約に当たっては、候補者と提案書等を参考に委託内容、経費等について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結するものであり、必ずしも提案書等の内容を保証するものではない。なお、この協議の結果により、提案書の内容を変更することができることとする。また、協議が整わない場合にあつては、次点の特定者と協議の上、契約を締結することができる。

12 その他留意事項

史跡西条酒蔵群保存活用計画策定業務委託に係る詳細は、別紙「仕様書」によるものとする。

- (1) プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案された見積額は、契約金額を保証するものではない。
- (3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 参加表明書及び提案書が、本実施要領に定める提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
 - イ 参加表明書及び提案書が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
 - ウ 参加表明書及び提案書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 参加表明書及び提案書に、虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本実施要領に定める手続は除く。）
 - カ その他、本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、選定委員会における審査で次点となった者を候補者として選定する。
- (5) その他
- ア 参加表明書及び提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - イ 参加表明書及び提案書の提出後において、参加表明書及び提案書に記載された内容の変更は認めない。
 - ウ プロポーザルの結果については、公表することがある。
 - エ 参加表明書及び提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、令和8年5月25日（月）17時までに「辞退届」（様式第7号）を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

1 3 問い合わせ・質問書・参加表明書・提案書受付先

東広島市教育委員会生涯学習部文化課文化財係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL : 082-420-0977 FAX : 082-422-6531

E-MAIL:hgh200977@city.higashihiroshima.lg.jp